

防災情報等の提供に関する協定書

大垣市（以下「甲」という）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という）とは、災害に係る情報提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、災害時に備え、甲が大垣市民等に対して必要な防災情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、大垣市内の最新の防災情報等を乙に提供する。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載する等の方法により、住民等に対し周知する。
- (3) 甲と乙は、より多くの市民等に防災情報等を提供できるよう、乙が提供するサービスの周知に努める。
- (4) 乙は、外国人等に対しても防災情報を提供できるよう、情報の多言語化に努める。

（費用の負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行われるものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

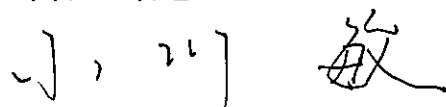
（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月11日

甲 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市長



乙 東京都千代田区神田神保町1丁目42番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長

